

壮警町告示第15号

令和3年壮警町議会第2回臨時会を、次のとおり招集する。

令和3年4月1日

壮警町長 田 鍋 敏 也

記

- 1 期 日 令和3年4月8日
- 2 場 所 壮警町役場 大会議室
- 3 付議事件
 - (1) 専決処分の承認を求めることについて
 - (2) 専決処分の承認を求めることについて
 - (3) 専決処分の承認を求めることについて
 - (4) 令和3年度壮警町一般会計補正予算(第2号)について

○応招議員（9名）

1番 菊地敏法君

3番 佐藤忞君

5番 山本勲君

7番 毛利爾君

9番 長内伸一君

2番 松本勉君

4番 加藤正志君

6番 真鍋盛男君

8番 森太郎君

○不応招議員（0名）

令和3年壮瞥町議会第2回臨時会会議録

○議事日程（第1号）

令和3年4月8日（木曜日） 午前10時00分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第24号ないし議案第27号について

○出席議員（9名）

1番	菊地敏法君	2番	松本勉君
3番	佐藤恣君	4番	加藤正志君
5番	山本勲君	6番	真鍋盛男君
7番	毛利爾君	8番	森太郎君
9番	長内伸一君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也君
副町長	黒崎嘉方君
教育長	谷坂常年君
会計管理者	小野寺寿勝君
税務会計課長	
総務課長（兼）	庵匡君
企画財政課長	上名正樹君
企画財政課参事	市田喜芳君
住民福祉課長	阿部正一君
産業振興課長	木下薫君
商工観光課長	三松靖志君
建設課長	澤井智明君
生涯学習課長	河野圭君
選管書記長（兼）	庵匡君
農委事務局長	齋藤誠士君
監委事務局長（兼）	小林一也君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	小林一也君
---------	-------

◎開会の宣告

○議長（長内伸一君） ただいまから令和3年壮瞥町議会第2回臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（長内伸一君） 直ちに本日の会議を開きます。
（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（長内伸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長内伸一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において
1番 菊地敏法君 2番 松本 勉君
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（長内伸一君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間と決しました。

◎議案第24号ないし議案第27号

○議長（長内伸一君） 日程第3、議案第24号ないし議案第27号についてを議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。
副町長。
○副町長（黒崎嘉方君） 令和3年第2回臨時会に当たり提出いたします議件は、議案第24号から議案第27号までの4件であります。その内容についてご説明申し上げます。
議案第24号 専決処分の承認を求めることについて。
地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。
専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、壮警町税条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令がいずれも令和 3 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、壮警町税条例等の一部を改正する条例を制定するものであります。

3 ページからの条例の主な改正の内容であります。第 1 条は壮警町税条例の一部を改正するもので、第 24 条の第 2 項中の個人の町民税の非課税の範囲の規定では合計所得金額の算定に用いる扶養親族の範囲の追加、第 33 条の 7 第 1 項第 1 号中の寄附金税額控除の規定では地方独立行政法人などの特定公益増進法人等に対する寄附金の範囲の追加、第 35 条の 3 の 2 第 4 項中及び第 35 条の 3 の 3 第 1 項中の給与所得者等の扶養親族申告書の規定では給与所得者や公的年金等受給者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止等、第 48 条の 8 第 1 項第 1 号中の特別徴収税額の規定では退職所得申告書の定義に係る規定の整備、第 48 条の 9 第 3 項及び第 4 項中では退職所得申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止に係る規定等を追加、4 ページになりますが、第 76 条の 4 中の環境性能割の税率の規定では法律の改正に合わせて読替規定を対象に追加、附則第 5 条第 1 項中の個人の町民税の所得割の非課税の範囲等の規定では扶養親族の範囲の追加、附則第 6 条中の特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の規定ではセルフメディケーション税制の令和 9 年度までの延長などの改正を行っております。

また、附則 10 条の 2 及び 5 ページになりますが、附則 10 条の 4 中における改正は、法律の改正に合わせて整理するものであります。

附則 10 条の 5 については、平成 30 年 7 月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等に係る規定を新たに追加するものであります。

6 ページ中段からの附則 11 条から附則 15 条までにつきましては、土地に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義、令和 4 年度または令和 5 年度における土地の価格の特例、宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例、農地に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例、特別土地保有税の課税の特例に係る規定について対象とする年度の改正など法律の改正に合わせて条文を整理しております。

7 ページになりますが、附則第 15 条の 2 中の軽自動車税の環境性能割の非課税に係る規定では臨時的軽減期間を令和 3 年 12 月 31 日まで 9 か月間延長すること、附則第 15 条の 2 の 2 第 2 項中の軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例では読替規定の追加、附則第 16 条中の軽自動車税の種別割の税率の特例では軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）について営業用乗用車の 50%軽減及び 25%軽減の特例を 2 年間延長することなどの改正をしており、8 ページの附則第 16 条の 2 第 1 項中の軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例では法律の改正に伴う整理となっております。

附則第 25 条の新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例では、第 2 項を追加し、住宅借入金等特別税額控除の拡充、延長を規定しております。

続きまして、第 2 条は壮瞥町税条例等の一部を改正するものでありますが、これは法律の改正に合わせて関連する引用条文等の改正を行うものであります。

また、附則では、この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとしていますが、第 1 条中壮瞥町税条例第 33 条の 7 第 1 項第 1 号の寄附金税額控除の規定及び同条例附則第 6 条の特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例等の規定は令和 4 年 1 月 1 日から施行することとしています。

第 1 条中壮瞥町税条例第 24 条第 2 項の個人の町民税の非課税の範囲、第 35 条の 3 の 3 第 1 項の公的年金等受給者の扶養親族申告書及び 9 ページの同条例附則第 5 条第 1 項の個人の町民税の所得割の非課税の範囲等の規定は令和 6 年 1 月 1 日から、第 1 条中壮瞥町税条例附則第 10 条の 2 第 24 項の改正規定並びに附則第 3 条第 4 項及び第 5 項の規定は産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から、第 1 条中壮瞥町税条例附則第 10 条の 2 第 22 項を同条第 20 項とし、同項の次に 1 項を加える改正規定は特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとしております。

第 2 条は、町民税に関する経過措置の規定で、新条例第 33 条の 7 第 1 項第 1 号の規定は所得割の納税義務者がこの条例の施行の日以後に支出する寄附金または金銭について適用することとしております。

また、新条例第 35 条の 3 の 2 第 4 項及び第 35 条の 3 の 3 第 4 項の規定は、施行日以後に行う電磁的方法による申告書に記載すべき事項の提供について適用することとしております。

さらに、新条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によることとしています。

第 3 条は、固定資産税に関する経過措置の規定で、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 2 年度分までの固定資産税については、なお従前の例によることとしています。

また、平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に取得された雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例によること、10 ページになりますが、生産性向上特別措置法の施行の日から令和 3 年 3 月 31 日までの期間内に中小事業者等が取得をした機械装置等に対して課する固定資産税についてはなお従前の例によること、地方税法等の一部を改正する法律の施行の日から令和 3 年 3 月 31 日までの期間内に中小事業者等が取得をした家屋及び構築物に対して課する固定資産税についてはなお従前の例によることとしています。

さらに、新条例附則第 10 条の 2 第 23 項の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後に中小事業者

等が取得をした特例対象資産に対して課する附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日を、ただし当該施行の日が 1 月 1 日である場合には同日を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用することなどとしております。

なお、別に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご照覧ください。

議案第 25 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

令和 2 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 16 号）。

令和 2 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 16 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額 43 億 6,378 万 5,000 円から歳入歳出それぞれ 2,982 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 43 億 3,395 万 9,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

専決処分の日付は、令和 3 年 3 月 31 日となります。

事項別明細書、歳出から説明します。24 ページになります。議会費、議会費、議会費で 78 万 1,000 円の減額となります。議会一般になりますが、費用弁償や普通旅費についてコロナ禍における全道議員研修会の中止や全国議長大会への出席取りやめなどに伴い執行残を整理するものであります。また、議長交際費についても同様に各種行事、式典、会合等の中止等に伴い執行残を整理するものであります。

総務費、総務管理費、一般管理費で 45 万 5,000 円の減額となります。職員研修事業になりますが、コロナ禍における研修事業の中止や参加取りやめ等に伴い、執行残を整理するものであります。

文書広報費で 37 万 2,000 円の減額となります。広報広聴業務の印刷製本費について執行残を整理するものであります。

財産管理費で 501 万 3,000 円の減額となります。財産管理事業一般経費になりますが、国道 453 号蟠溪 2 工区改良工事に伴う補償物件の伐採手数料及び蟠溪地区街路灯移設工事、蟠溪地区防火水槽撤去工事、蟠溪ふれあいセンター看板撤去工事についてそれぞれ実績額の確定に伴い執行残を整理するものであります。

財政費、地域振興基金費で 1,630 万 5,000 円の追加となります。地域振興基金積立金になりますが、国道 453 号蟠溪 2 工区改良工事に係る物件等補償費を充当財源とする工事等の実績確定に伴う地域振興基金積立金の整理で 430 万 5,000 円を追加するとともに、令和

3年3月末にいただいた指定寄附金1,200万円について令和3年度に指定された事業に繰り入れて執行するため一旦当該基金に積み立てるものであります。なお、指定された事業の内訳は、町道維持管理に430万円、町民公園の環境整備に330万円、農業施設の修繕に330万円、来夢人の家の備品等の更新に110万円となっております。

ふるさと応援基金費で1,213万9,000円の追加となります。ふるさと応援基金積立金になりますが、ふるさと応援寄附金の実績額の確定に伴い、必要経費を整理した上で追加するものであります。

25ページになります。企画費、企画費で559万1,000円の減額となります。この内訳になりますが、ふるさと納税事業ではふるさと応援寄附金の実績額の確定に伴い、寄附者へ返礼品として提供するふるさと納税特産品に係る経費や通信運搬費、委託事業者に支払う手数料を整理するものであります。また、定住促進・まちづくり推進事業になりますが、会計年度任用職員報酬や社会保険料、普通旅費について実績額の確定に伴い執行残を整理するものであります。

胆振線代替輸送業務費で58万3,000円の減額となります。胆振線代替バス運行維持費補助事業の幡豆地区バス待合所撤去工事及び通学定期補助事業の通学定期補助金について、いずれも実績額の確定に伴い執行残を整理するものであります。

民生費、児童福祉費、児童措置費では、財源の整理となります。国費事業等の交付実績により整理するものであります。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費では、財源の整理となります。国費事業等の交付実績により整理するものであります。

予防費で230万円の減額となります。各種予防接種事業経費の予防接種委託料及び脳ドック検診事業経費の脳ドック検診委託料について、いずれも実績額の確定に伴い執行残を整理するものであります。

温泉管理費では、財源の整理となります。地熱エネルギー維持管理費になりますが、コロナ禍における移動自粛等の影響から温泉水使用料で50万8,000円の減額となるため、同額を一般財源に変更するものであります。

26ページになります。農林水産業費、農業費、農業委員会費で35万3,000円の減額となります。農業委員会活動促進事業の費用弁償になりますが、コロナ禍において農業委員会会長や委員が出席を予定していた会議及び研修会等が中止になったため、執行残を整理するものであります。

農地費で62万1,000円の減額となります。農地一般事業の修繕料について、実績額の確定に伴い執行残を整理するものであります。

林業費、林業振興費で35万2,000円の減額となります。森林環境譲与税関係になりますが、修繕料や森林GISシステム保守管理委託料、森林意向調査準備委託料、林道駒別線排水整備工事について、それぞれ実績額の確定に伴い執行残を整理するものであります。また、財源の整理になりますが、森林環境譲与税12万4,000円を充当し、一般財源を47

万6,000円減額するものであります。

森林環境譲与税基金費で292万8,000円の追加となります。森林環境譲与税積立金になりますが、森林環境譲与税額の実績により追加するものであります。

商工費、商工費、商工業振興費で41万2,000円の減額となります。商工振興一般の新商品開発・販路開拓支援補助金について、実績額の確定に伴い執行残を整理するものであります。

観光費で70万円の減額となります。そうべつ情報館運営事業の光熱水費について、実績額の確定に伴い執行残を整理するものであります。

土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持費で1,135万6,000円の減額となります。道路橋梁維持経費になりますが、光熱水費や除雪機械運転委託料、除排雪業務委託料、砂まき業務委託料、道路清掃及び草刈り業務委託料、砂利砕石等について、いずれも実績額の確定に伴い執行残を整理するものであります。なお、除排雪業務委託料につきましては、平年に比べて低気温で降雪量が多い本年の気象条件を踏まえて3月分の除排雪作業の稼働時間を見込んで増額補正をしておりましたが、3月の降雪量が見込みよりも少なく、気温も比較的高かったため、795万8,000円の減額となったものであります。

道路新設改良費で63万8,000円の減額となります。橋梁補修工事になりますが、実績額の確定に伴い執行残を整理するものであります。

27ページになります。河川費、河川総務費で414万円の減額となります。河川維持経費の修繕料や学校沢川河道整備工事、大川護岸整備工事について、いずれも実績額の確定に伴い執行残を整理するものであります。

下水道費、下水道費で410万円の減額となります。集落排水事業特別会計繰出金の集落排水事業繰り出し分及び管理型浄化槽事業繰り出し分について、集落排水事業特別会計の補正予算に伴い整理するものであります。

住宅費、住宅建設費で235万1,000円の減額となります。公営住宅等整備事業の星野単身者住宅屋上防水改修、外壁塗装工事、しらかば団地屋上防水改修、外壁塗装工事、仲洞爺団地整備工事及び仲洞爺団地除却工事について実績額の確定に伴い執行残等を整理するものであります。

消防費、消防費、消防費で246万2,000円の減額となります。消防負担金になりますが、西胆振行政事務組合消防負担金の実績額の確定に伴い整理するものであります。

教育費、教育総務費、教育委員会費で40万円の減額となります。事務局事業の消耗品費について、実績額の確定に伴い執行残を整理するものであります。

28ページになります。小学校費、学校管理費で200万円の減額となります。小学校運営事業の燃料費や光熱水費、各種機械設備の定期検査に係る手数料、さらにスクールバス運行事業の燃料費について、いずれも実績額の確定に伴い執行残を整理するものであります。

教育振興費で48万円の減額となります。小学校教育振興事業の要保護・準要保護児童援助費になりますが、実績額により整理するものであります。

中学校費、学校管理費で 110 万円の減額となります。中学校運営事業の燃料費や光熱水費について、いずれも実績額の確定に伴い執行残を整理するものであります。

教育振興費で 36 万円の減額となります。中学校教育振興事業の要保護・準要保護生徒援助費になりますが、実績により整理するものであります。

高等学校費、高等学校総務費で 143 万 2,000 円の減額となります。高等学校運営事業の会計年度任用職員報酬、高等学校教育振興事業の通学費補助金及び農業クラブ運営補助金について、いずれも実績額の確定に伴い執行残を整理するものであります。

社会教育費、社会教育総務費で 32 万円の減額となります。社会教育推進事業の会計年度任用職員報酬について、実績額の確定に伴い執行残を整理するものであります。

交流センター費で 40 万円の減額となります。地域交流センター管理経費の会計年度任用職員報酬について、実績額の確定に伴い執行残を整理するものであります。

29 ページになります。国際交流費、国際交流費で 34 万 1,000 円の減額となります。外国語教育推進事業のその他負担金について外国語指導助手の招聘を予定していましたが、年度内の来日がかなわなかったため整理するものであります。

保健体育費、保健体育総務費で 47 万 8,000 円の減額となります。社会体育推進事業のオロフレスキー場施設使用料について、学校スキー授業などの利用実績により整理するものであります。

給与費、給与費、給与費では、財源の整理となります。特定財源として充当している農業委員会活動促進事業交付金の実績額の確定に伴い、整理するものであります。

新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症衛生対策費で 209 万 9,000 円の減額となります。感染症防止緊急対策事業では、旧立香ふれあいセンター屋根ふき替え工事で 51 万 5,000 円、空調機器購入費で 50 万円、自動車購入費では総務課及び建設課の車両 2 台分で 108 万 4,000 円の減額となりますが、いずれも実績額の確定に伴い執行残を整理するものであります。

次に、新型コロナウイルス感染症経済対策費で 708 万 3,000 円の減額となります。学校給食運営事業の学校給食事業委託料で 59 万 1,000 円、再生可能エネルギー安定供給事業の弁景 55 年泉源非常用発電機設置工事で 337 万円、地域経済活性化事業の印刷製本費で 87 万 5,000 円、広告料で 35 万 1,000 円、プレミアム付商品券事業補助金で 56 万 9,000 円、ビジット昭和新山キャンペーン事業補助金で 72 万 7,000 円、さらに緊急雇用対策事業の会計年度任用職員報酬で 60 万円の減額となりますが、いずれも実績額の確定に伴い執行残を整理するものであります。

新型コロナウイルス感染症教育対策費で 212 万 5,000 円の減額となります。G I G A スクール構想加速化事業の学校情報通信ネットワーク環境整備工事について、実績額の確定に伴い執行残を整理するものであります。また、このたびの臨時交付金充当事業の執行状況を踏まえて財源区分の変更を併せて行っておりますことを申し添えます。

21 ページになります。歳入になります。歳入では、町税、固定資産税、固定資産税で 110

万円の減額となります。滞納繰越分の実績による整理となります。

地方譲与税、地方揮発油譲与税、地方揮発油譲与税で136万7,000円の減額、自動車重量譲与税、自動車重量譲与税で51万3,000円の減額、森林環境譲与税、森林環境譲与税で292万8,000円の追加となります。いずれも実績による整理となります。

地方消費税交付金、地方消費税交付金、地方消費税交付金で62万3,000円の追加となります。実績による整理となります。

地方交付税、地方交付税、地方交付税で2,296万2,000円の減額となります。特別交付税の交付額が1億7,703万8,000円で確定したことによる整理であります。なお、この特別交付税の確定額は、前年度に比べて75万8,000円の増となっております。

分担金及び負担金、負担金、民生費負担金で48万3,000円の追加となります。管外受入れ保育料負担金になりますが、町外に住所を有する児童がそうべつ保育所に入所したことに伴う他自治体からの負担金の計上であります。

22ページになります。使用料及び手数料、使用料、商工使用料で50万8,000円の減額となります。温泉水使用料になりますが、コロナ禍における移動自粛等の影響から旅館業等の温泉水使用量が減少したことによるものであります。

国庫支出金、国庫補助金、民生費補助金で78万9,000円の減額、土木費補助金で391万2,000円の追加、教育費補助金で106万3,000円の減額となります。いずれも実績による整理になります。なお、土木費補助金については、除雪事業に係る社会資本整備総合交付金の国費配分額が要望額を下回ったため326万6,000円の減額となるものの、今年度の集中的な降雪に対する道路除雪費の支援として臨時道路除雪事業費が配分され、道路局所管補助金で900万円の追加となったものであります。

道支出金、道補助金、民生費補助金で79万7,000円の減額、農林水産業費補助金で21万8,000円の追加となります。いずれも実績により整理するものであります。

委託金、総務費委託金で6,000円の追加となります。保健福祉統計調査事務委託金になりますが、交付実績により整理するものであります。

寄附金、寄附金、一般寄附金で2,070万円の追加となります。ふるさと応援寄附金については、実績額の確定に伴い870万円を増額するものであります。また、地域振興に対する指定寄附金については、町道維持管理事業や各種施設の管理修繕に役立てる目的で指定寄附金1,200万円をいただいたものであります。

23ページになります。繰入金、基金繰入金、地域振興基金繰入金で87万8,000円の減額となります。国道453号蟠溪2工区改良工事関係の執行残の整理に伴い、基金からの繰入れが不要になったことから減額するものであります。

森林環境譲与税基金繰入金で12万4,000円の追加となります。森林環境譲与税額及び基金充当事業の実績額の確定による整理であります。

財政調整基金繰入金で2,074万3,000円の減額となります。

町債、町債、総務債で50万円の減額となります。胆振線代替輸送業務費の通学定期補助

金額の確定に伴い、整理するものであります。

土木債で 610 万円の減額となります。学校沢川河道整備事業や大川護岸整備事業、公営住宅改修事業の実績額の確定による整理であります。

教育債で 150 万円の減額となります。教育用ネットワーク環境整備事業及び壮警高等学校通学費助成事業の実績額の確定による整理であります。

30 ページ、31 ページの給与費明細につきましては、後ほどご照覧いただきたいと思ます。

14 ページからの第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

18 ページになりますが、第 2 表、地方債補正では、通学定期補助事業で限度額 500 万円を限度額 450 万円に、学校沢川河道整備事業で限度額 1,500 万円を限度額 1,340 万円に、大川護岸整備事業で限度額 3,000 万円を限度額 2,790 万円に、公営住宅改修事業で限度額 2,060 万円を限度額 1,820 万円に、教育用ネットワーク環境整備事業で限度額 940 万円を限度額 850 万円に、壮警高等学校通学費助成事業で限度額 230 万円を限度額 170 万円にそれぞれ変更するものであります。

続きまして、議案第 26 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

令和 2 年度壮警町集落排水事業特別会計補正予算（第 5 号）。

令和 2 年度壮警町集落排水事業特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額 1 億 7,909 万 2,000 円から歳入歳出それぞれ 422 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 7,486 万 9,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分の日付は、令和 3 年 3 月 31 日となります。

事項別明細書、歳出から説明します。38 ページになります。集落排水事業費、集落排水総務管理費、集落排水施設管理費で 342 万 3,000 円の減額となります。集落排水施設管理費の光熱水費や手数料、処理施設保守管理委託料、機械器具費について、いずれも実績額の確定に伴い執行残を整理するものであります。

集落排水施設費、集落排水整備費で 50 万円の減額となります。集落排水整備費の公共ます等設置工事については、新たに公共ますを設置する工事の依頼がなかったことから減額するものであります。

管理型浄化槽事業費、管理型浄化槽総務管理費、管理型浄化槽施設管理費で 30 万円の減額となります。管理型浄化槽施設管理費の管理型浄化槽維持管理委託料について、実績額の確定に伴い執行残を整理するものであります。

37 ページになります。歳入では、道支出金、道補助金、道補助金で 12 万 3,000 円の減額となります。地域づくり総合交付金について、実績により整理するものであります。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 410 万円の減額となります。集落排水事業繰入金で 380 万円、管理型浄化槽事業繰入金で 30 万円の減額で、それぞれ実績により整理するものであります。

34 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

議案第 27 号 令和 3 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 2 号）について。

令和 3 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額 38 億 5,156 万 7,000 円に歳入歳出それぞれ 2,143 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 38 億 7,300 万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。44 ページになります。総務費、総務管理費、財産管理費で 440 万円の追加となります。前年度に指定寄附金をいただき、地域振興基金に積立していた財源を活用するものであります。公共施設管理事業の公共施設指定管理者委託料につきましては来夢人の家の老朽化した備品や設備等の更新経費分として 110 万円を計上するものであります。また、財産管理事業一般経費の草刈り委託料の 330 万円につきましては、町民公園の環境整備を目的に健康広場の芝の張り替え経費分として 330 万円を計上するものであり、いずれも寄附金の指定要件に沿って執行するものであります。

企画費、企画費で 160 万円の追加となります。定住促進・まちづくり推進事業になりますが、空き家改修・整理補助金で 60 万円、持家住宅取得奨励交付金で 100 万円を追加するものであります。空き家改修・整理補助金につきましては、既定の予算では 1 件分 30 万円を計上しておりましたが、現在 2 件の利用申請の予定があり、今後の利用申請の可能性も考慮し、必要額を計上するものであります。また、持家住宅取得奨励交付金につきましては、既定の予算では新築 1 件 70 万円及び中古 1 件 50 万円を予定し、計上しておりましたが、現在 3 件の中古住宅の取得に係る利用申請を受けているため、今後の利用申請も考慮し、必要額を計上するものであります。

農林水産業費、農業費、農業振興費で 60 万 3,000 円の追加となります。一般農政事業の壮瞥町農業 ICT 活用推進協議会補助金になりますが、当該協議会につきましては令和 2 年度に国のスマート農業総合推進対策事業を活用して農業用ドローンによる水田のリモートセンシングや施設園芸の環境モニタリングの実証、スマート農業技術の研修会の開催等に取り組み、スマート農業技術の導入について検討してきたところですが、本町に適した

新技術を組み入れた営農技術体系を構築し、地域の生産体制づくりを進める上で環境モニタリング装置やセンシング等から得られるデータの収集、分析の実証を継続し、ノウハウの整理や導入コストの検討等を行い、地域に即した技術導入の在り方の検討をさらに進める必要があるため、当該協議会に補助し、技術の実証や研修活動等を継続するものであります。

農地費で 330 万円の追加となります。農地一般事業の修繕料になりますが、前年度に指定寄附金をいただき、地域振興基金に積立てしていた財源を活用するもので、寄附金の指定要件に沿って農業用排水路の修繕など農業施設の維持経費として計上するものであります。

土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持費で 430 万円の追加となります。道路橋梁維持経費の修繕料になりますが、前年度に指定寄附金をいただき、地域振興基金に積立てしていた財源を活用するもので、寄附金の指定要件に沿って町道の修繕など道路維持経費として計上するものであります。

45 ページになります。新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症衛生対策費で 723 万円の追加となります。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業になりますが、集団接種問診従事者報償金につきましては集団接種において問診に従事する保健師 1 名の配置に要する経費で 40 万 1,000 円を計上するものであります。また、接種体制維持確保事業委託料につきましては、ワクチンの集団接種に当たり、ワクチンの管理や医療従事者の対応など接種を担う医療機関の接種体制の維持確保に要する経費で 335 万円、また高齢者等の被接種者で集団接種会場までの交通手段を確保できない方のための送迎バス及びタクシーの運行委託料で 274 万円、合わせて 609 万円を計上するものであります。次に、予防接種事故発生調査事業になりますが、予防接種による健康被害が発生した場合は医学的見地から必要な調査等を行う予防接種健康被害調査委員会を開催する必要があるため、当該委員会の開催経費として委員会を構成する医師 3 名分の予防接種健康被害調査委員報酬 61 万 2,000 円、費用弁償 12 万 7,000 円を計上するものであります。

43 ページになります。歳入では、国庫支出金、国庫補助金、衛生費補助金で 723 万円の追加となります。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の追加交付であります。

繰入金、基金繰入金、地域振興基金繰入金で 1,200 万円の追加となります。総務費の財産管理費に 440 万円、農林水産業費の農地費に 330 万円、土木費の道路橋梁維持費に 430 万円、それぞれ充当するものであります。

財政調整基金繰入金で 220 万 3,000 円の追加となります。

46 ページの給与費明細書につきましては、後ほど御覧いただきたいと思っております。

40 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

以上が今臨時会に提案いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

日程第3のうち、議案第24号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 壮警町税条例の一部を改正するという中身で随分たっぶりの説明がございましたけれども、何点か文言の説明含めて教えていただきたいということがございました。

まず、1つ目が附則にございました特定一般用医薬品等の購入費を支払った場合の医療費控除の特例の規定云々のセルフメディケーション税制の令和9年までの延長とございました。そもそもそのセルフメディケーション税制についてもう少しご説明いただければと思います。

すみません。次に、飛びますが、固定資産税の経過措置の中にございました雨水貯留浸透施設に対する固定資産税について従前の例によるとありましたけれども、そのそもそもの雨水貯留浸透施設とはどういったものなのでしょうか。

それから、生産性向上特別措置法、これは中小企業に対する機械あるいは家屋、建築物の取得の際の固定資産税の優遇税制、減免なのかなというふうに想像しますが、具体的にどのような軽減があるのかということをお教えいただければと思います。

すみません。それと、医療費の一般用医薬品等購入費についての医療費控除なのですが、附則の施行日がこれについては令和4年の1月でしたか、になっていたかと思うのですが、すみません、私も確定申告している身なのですが、医療費控除の場合は前年の1月から12月31日までの分の領収書を添付して申告するとなりますけれども、この施行日が令和4年の1月となった場合は3年分の医療費控除も対象になるのか、あるいは1日以降の分が対象になるのだよという解釈なのでしょうか。お願いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、会計管理者兼税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長（小野寺寿勝君） ご答弁申し上げます。

まず、1点目のセルフメディケーション税制についてでございますが、セルフメディケーション税制と申しますのは軽度な体の不調は自分で手当てするというような、そういう考え方でございまして、健康の維持増進及び疾病の予防への取組について特定健診、予防接種、定期健診、健康診査、がん検診等、個人が率先して取り組むということでございます。それに伴いまして医療費につきまして、医療品から転換された市販薬、家庭薬を使用した場合、こうした場合に医療費控除を引き続き受けられるという制度でございます。

4点目にありました施行日についてですが、これ延長ということで4年の1月1日から

施行されるということでありまして、3年度分の医療費についての申告ということになるかと思えます。

それから、2点目の雨水貯留浸透施設についてでございますが、これにつきましては特定都市河川浸水被害対策法というのがございまして、特定都市河川と申しますのは都市部を流れる河川でありまして、通常の河川の工事ではカバーできないような浸水被害があった場合に一旦雨水を貯留しておいて地下に浸透させて、これを解消させるというような施設だということであります。

それから、3点目の生産性向上特別措置法に規定する文言についてでございますが、これは平成30年6月6日に制定されておりました、中小企業が老朽化した機械設備を生産性の高い生産設備に一新した場合にその労働生産性の向上を図るということに対して税制の優遇措置が受けられると、こういうものでございます。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） ありがとうございます。

それで、セルフメディケーション税制、従来医薬品だったものが調剤薬局というのでしょうか、そこで購入できるような医薬品に対しても言わば確定申告の際の医療費控除の対象になっていくのだということだと思っておりますけれども、そもそも私も不勉強で恐縮で聞くのもなんなのでございますけれども、確定申告等の際にそういったものが、ないしはふだんの病院の受診は当然医療費の領収書を頂けるわけですけれども、そういった一般用医薬品の中でいわゆる税制の対象になる薬品というのは指定されていると、今回、思うのですけれども、それを具体的に我々住民というのは自分で調べるべきなのでしょうけれども、実際どのように周知、公表されているのかなということが疑問というよりも分からなかったものですから、国が定めたことなのでしょうけれども、一般住民もこういったものが対象になるということの一覧表と申しますか、そういう周知もあっていいのではないかと個人的に考えたのですけれども、その辺の解釈いかがでしょうか。

それから、雨水貯留浸透施設に関してですけれども、今説明ございました特定都市河川浸水被害対策等云々という法律があってということですが、そもそも個人の固定資産税の減免に関わるような雨水貯留浸透施設というのは具体的にどんなものかというか、そういった具体的な例あったのでしょうか、うちの町以外含めてなのですか、というのが素朴な疑問でございまして、よろしく申し上げます。

○議長（長内伸一君） 答弁、会計管理者兼税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長（小野寺寿勝君） ご答弁申し上げます。

1点目の医療費控除の特例となる医薬品ということですが、これは平成29年1月1日以降にスイッチOTCと呼ばれる医薬品が定義されておりました、スイッチOTCのスイッチというのは医療用の医薬品から一般薬に転換されたということでありまして、OTCというのはオーバー・ザ・カウンターということでカウンター越し販売、いわゆる一般の方が病院とかの処方を受けなくても薬局等で買えるということで、従来から市販薬、家庭

薬、大衆薬として売られているものでありまして、品目についてはリストということで出て次々更新されておりますけれども、例えば製品名は申し上げられませんが、成分で申しますとインドメタシンというものが配合された鎮痛剤ですとか、イブプロフェンというものが配合された頭痛薬ですとか、恐らく一般の方が広く購入されているようなものが含まれておりまして、これらについて購入費用を医療費控除として申告すると1万2,000円を超える部分の金額、最高8万8,000円までの分について控除が受けられるというもので、このリストについては厚生労働省とかのホームページでも公開されておりますし、薬局とかで買うものほとんどカバーされておりますので、薬剤師の方とかにご相談されればこれが該当するというのは分かるものというふうに思います。

2点目の雨水貯留浸透施設なのですが、道内ではこの事例というのがありませんが、固定資産税の特例ということで地方税法の附則の第15条から第15条の3の中にいろいろ定められておりまして、鉄道事業法とか貨物利用運送事業法とかいろいろな法律の中の一つで特定都市河川浸水被害対策法というのも該当ということで載せられているのですが、こちらでは道内ではちょっと例が見られませんので、この辺については今手元に資料がないような状態です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたします。

これより休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3のうち、議案第25号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出について受けます。一般4ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 一般5ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 一般6ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 一般7ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 一般8ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 一般9ページ。

2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） それぞれが実績に伴う執行残の整理になっているわけでありませけれども、新型コロナウイルス感染症対策費に関してお伺いしたいのですが、空調機器購入費が50万の減額になっております。これは、空調機器でありますけれども、予算計上の際の説明があつて、場所忘れましてけれども、保健センター等でしたか、120万ぐらいの予算だったのではなかったかと思つているのですが、50万の減額ですから、結構ボリュームとしては大きいのかなと。機種の違いだとか、あるいは設置場所やめたとか、どういった内容だったのかお伺いしたい、ということです。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

今質問にあつた空気清浄機なのですけれども、4台購入する予定で4台購入をしておりませ。保健センターに2台、あと子どもセンターに2台ということで予定どおり配置はしているのですけれども、金額思つた以上に安く手に入ったというようなことで減の整理をしているということでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、歳入について、一般1ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 一般2ページ。

2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） すみませ。先ほど歳出のほうで聞こうかと思ひましたけれども、歳入のほうで寄附金でございますけれども、一般寄附金として地域振興に対する指定寄附金1,200万が計上されております。相当なボリュームでございますして、その議案説明の際に歳入の説明では一応地域振興に対する指定寄附金についてということで町道維持管理事業や各種施設の管理修繕に役立つという指定寄附があつたと、歳出の財産管理で基金に積むときの説明としてそれぞれ目的が明確になっていて町道維持が430万で、町民公園の環境整備330万、農業施設の修繕に330万、来夢人の家の備品等の更新に110万、都合1,200万になるのですけれども、そもそも非常に町としてはありがたい話なのでしょうけれども、このボリュームの寄附金があつて地域振興に役立てていただきたいと、内容

については役場のほうで適切なところを選んで修繕に充てるということではなくて、最初から指定でこの目的というか、ここの施設のこの修繕にという趣旨の申込みがあって、そういうことは役場というか、担当課のほうで当然維持管理承知しているので、これは必要なことだという判断をされたのか、そういうやり取りについて我々に全く見えてこないものですから、お伺いしたかったのですけれども、分からないでしゃべるのもなんですけれども、一番使い勝手がいいのはボリュウムはこれだけだけれども、自由に使ってくれなんでしょうけれども、首振っていますけれども、指定寄附ですから、こういった目的だということで、そもそも最初からメニューがこれでやってくださいよと来たと、そのやり取りの中で分かりました、それは当然必要なことですねという判断をされたということなのでしょうけれども、そういうふうにされたのかなということと本当はこっちのほう優先するのがあるのだろうみたいなやり取り等はなかったのかと、こういったことなのですから、いかがでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

まず、ただいまのご質問に関して大前提としてあくまでも寄附は寄附者の自由意思でございまして、こちらからこういうふうにしてくださいとか、そういった条件を求めるといことはしていません。今回でいうと、一般寄附のように何でもいいですというやり方もありますし、今回のような指定寄附、ある程度こういう事業に、あるいはこういうこととということ寄附者のほうから指定をしてくるケースとあって、今回はその後者だったということです。それが大前提にありまして、今回寄附者の方から当初からこのようなことにこういう形で使ってもらえるとありがたいというようなお申出があって、町側の判断としてはそれを受けるか否かという、そういう判断でございまして、それは内容を受けた上でそれぞれが受けて執行することが町民の利益につながるという判断に基づいて今回はお受けをしたということでございます。なので、それほど交渉事のような、そういうやり取りというのは特にございません。あくまでも寄附者の意思を尊重して、かつ町の全体の利益を考えて判断をしたと、そのような経過でございまして。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） ほぼ理解するのですけれども、では農業施設の修繕というと、それは具体的にどういったものを指していたのか、額面どおり農業施設の修繕に使ってよという要望だったのか、それはどうなのでしょう。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁を申し上げます。

農業施設に関しましては、そのようなお申出があって、私もあまりそっちの分野の知識がなかったので、どういうものをイメージされていますかということをお聞きしたら、農業用排水路、そのような施設を指してイメージされているというようなことでしたので、

そのように理解をして担当課のほうに情報共有を図っているというところでございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 一般2ページ、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 一般3ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、給与費明細書について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、第1表、歳入歳出予算補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、第2表、地方債補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

これより議案第25号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号 専決処分承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第3のうち、議案第26号 専決処分承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 集落排水の管理費の中の光熱水費124万9,000円の減額です。そこで、2年度の光熱水費の予算は1,237万8,000円でした。ちょうどこれ計算機をたたいてみますと10%に当たるのです。このように1割も光熱水費が減額になった要因、これは経済したといえればそれかもしれませんけれども、そもそも当初から予算計上が多かったのか、それとも何らかの要因があったのかについて伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） ご答弁申し上げます。

集落排水施設管理費の光熱水費の減額が多いということでございますけれども、こちらについては各施設の電気料になっておりますけれども、電気料につきましては予算計上するときには過去の実績、特に計上する時期ですので、2年度の予算につきましては30年度の予算など過去のものも含めまして見込んで予算計上するものなのですけれども、基

本的には基本料金ですとか、そういうものについては大幅な変更はなかったのですが、令和2年度の料金が確定するに当たって電気事業者のほうで燃料費調整というのがございまして、そちらが2年度の予算を作成する段階ではある程度増加傾向にあるといたしますか、そういうものだったのですが、2年度の実績を見ますとその調整費というのがかなり大幅に安くなっているというか、減額が大きくて、それを積み重ねていくとこれだけの電気料が安くなったということでございますので、こちらについては予算の見方が多かったとか、そういうことではなくて、過去の事例に基づいてまず予算計上はするのですけれども、実際その燃料調整だとか金額の変動があったときにはこのような事態が起ってしまうということでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号 専決処分承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第3のうち、議案第27号 令和3年度壮警町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出について受けます。一般2ページ。

8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 農林水産業費の農業振興費で一般農政事業でICT活用推進協議会補助金ですか、これ2年度に事業取り組んでいるということですがけれども、これを3年度当初で予算化しなかった理由は何かあるのか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ご答弁申し上げます。

なぜ当初から計上しなかったかという部分なのですが、ICT活用推進協議会につきましては昨年、令和2年度検討会を含めて最終的に令和3年度に向けての活動に関して決まったのが2月の検討会で決まったものですから、その時点では予算の策定段階では詳細についてまだ協議できていなかったというところがございます。令和3年度に関しましては、4月からハウス環境モニタリング等々取りかかりたいというところから今回の補正とさせていただきます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 財産管理費の説明見ますと、2のほう見てください。財産管理費で草刈り委託料という言葉使っております。けれども、先ほどの提案説明では、健康広場の芝の張り替え経費として330万を計上したという説明だったと思います。そこで、きちっとそこで芝張り替え分だとか、また私は草刈りではないと思うのです、芝の張り替えは。関連するかもしれませんが、私は芝の張り替えは草刈りではないのではないかなと、そんな気がします。といいますのは、既に当初予算で405万5,000円を草刈り費として計上しているのです。それに今回330万計上する草刈り、相当の金額になります。ですから、きちっとこれは草刈り委託料でなくて、私は工事費とすべきでないかなと、そんな気がするのですけれども、ここの草刈り委託料330万にした理由ちょっと私には理解できませんでした。そこで、もしも今回芝の張り替えをするというのであれば、規模といいますか、どの程度の面積か、また実施時期をいつ頃考えているのか、このことについて最初に伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

まず、予算措置の仕方でございますが、3年度の当初予算においても町民公園の管理委託料、それから旧役場庁舎前の管理委託料、あるいは町有地が町内各地にあって、その草刈りを管理、各種場所をしているのですが、それらを一括して草刈り委託料という形で予算計上しております。その延長線上ということで考えて同じ内容で、ほかにも複数の同種の委託業務があるので、そこに上乘せといいたいでしょうか、同じ範疇の中に含めて予算計上するというので今回はこのような名目で事業を計上させていただいたということでございます。

それから、具体的な内容についてですけれども、現状積算の中でいうといただいた寄附の金額では残念ながら町民公園全体を、芝がカラスにやられて大分傷んでいるのですが、残念ながら全体をやるほどの金額には至っていないので、今回についてはいただいた寄附分だけということで、具体的に言うと健康広場の園路といいたいでしょうか、遊歩道みたいな円形にあるのですけれども、あの中ぐらい、面積でいうと1,100平米ぐらいを今回は張り替えをしてその対策を講じながら保護をして管理をしていこうというふうに考えております。

それから、実施時期に関しては、どうしても芝の張り替えなので、できればこの予算を可決いただければゴールデンウィーク前後、多分明けぐらいですか、5月ぐらいから作業に入れるように進めてまいればというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 今の説明、大体理解はするのですけれども、そうすると1,100平米程度、ほかにまだ今後継続してこの事業を進めなければならないというような解釈でいいかどうか、それについて伺いたいことと、もう一点、農林水産業の農地費で330万円

の修繕料を上げております。この提案説明では、農業用水路の修繕など農業施設の維持管理とありました。そこで、今現在この330万円で実施しようとしている町内の用水路、どこを指しているのか、これだけでは漠然としてどこか分かりません。そして、多分用水路ですので、水田の用水を引く用水路だと私は理解するのですけれども、それであればやはり水田耕作の始まる前に実施しなければならぬのではないかなと。そういうこと考えると、取り組んで完成する時期はいつ頃をめどにしているか、やはりその用水路を使っている人には関心事でないかと思うのです。そういう面で伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） 1点目につきましては、私のほうからご答弁をいたします。

今後についてということでございますが、御覧いただくと分かるのですけれども、健康広場、それから逆側の広場、いずれも大分カラスに芝を荒らされておまして、同様の場所が多数実はございます。町としてもできればそれらを改善していきたいという考えはありますので、今後はと言われれば、可能であればもちろんやっていきたいというふうには思いますが、いかんせんやはりお金というか、財源あっての話でございますから、必要性はあるけれども、やれるか否かというのは今後の検討次第というところでございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） 農業施設の維持管理の関係でご答弁申し上げます。

佐藤議員様から今どこの用排水路をやる予定でしょうか、取り組む時期はいつぐらいでしょうかというご質問だったかと思いますが、今のところどこを具体的に直すという場所はまだ決まっておらずで、これから大雨なんか降って壊れたら、そこにその財源として充てていきたいというふう考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁、副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） すみません。農業用排水路の今回いただいた指定寄附なのですが、出てきた時期から見て用排水路をどこを特定するかというところまで時期的に設計とかもできませんので、今のところどこをやるかは未定でございます。ただ、予算編成をしている中で計画性を持って水路等の整備をしようということで幾つかの候補はあって、その中から具体的にお金をつけたもの、それから年次のやり方を考えて残してあるものとありますので、そういったものの中からピックアップして優先度の高いものを重点的にやっていこうかなというふうに思っています、ただ当然水田の耕作時期にはできないと思いますので、そういった時期は外してやらなければならないのかなと思っています。いずれにしても、どの場所のところに手をかけたらいいかというのは、検討しながら具体を今これから詰めて町全体の水路の計画的な整備に使っていききたいなと思っていますので、ご理解いただければと思います。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 一般3ページ。ありませんか。

3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 新型コロナの説明3、予防接種事故発生調査事業、そこで予防接種健康被害調査委員の報酬で見えております。これは、給与表見ると3名で61万2,000円とあるのですけれども、この3名に対するもしも事故あった場合その調査委員を委嘱した場合これはどのような基準で、単純に割り返すと20万4,000円程度になるのですけれども、この金額は国で示している金額なのか、それとも壮警町が独自でこの報酬額を決定したのか、これについて伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

まず、予防接種健康被害調査委員会なのですけれども、これは予防接種法という法律に基づきまして町に設置されている委員会で、予防接種による健康被害が生じた場合医学的見地から必要な調査を行うということになっております。これは、今回のコロナワクチンに限らず、現在既に設置されておまして、構成は町長、あとは西部医師会の医師、それと北海道知事推薦の医師、あと室蘭保健所長ということで構成されております。今回予算を見ているのは、西部医師会の医師と北海道知事推薦の医師の3名分の報酬、費用弁償を見ているのですけれども、一応全体で60万なのですけれども、実際分かりませんが、委員会は6回開催するという予算にしております。実際はないのがすごくいいのしょうけれども、一応開催としては6回分で、医師につきましては1回につき3万4,000円ということで積算をしております。この報酬につきましては、国というよりも地域の実情を考慮してという判断での設定ということでございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次、歳入について、一般1ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、給与費明細書について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、第1表、歳入歳出予算補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 27 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 27 号 令和 3 年度壮警町一般会計補正予算（第 2 号）については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（長内伸一君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和 3 年壮警町議会第 2 回臨時会を閉会いたします。

（午前 11 時 39 分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員